

# 介護福祉士修学資金等貸付制度の 活用に向けて

介護福祉士や社会福祉士を目指す生活保護受給世帯の高校生の資格取得のための進学を応援します！

## ～ 介護福祉士修学資金等貸付制度とは ～

- 宮崎県社会福祉協議会が、介護福祉士又は社会福祉士の養成施設への学生に対し、修学資金の貸付を行う制度です。
- この制度では、介護福祉士等養成施設を卒業後、宮崎県内で介護又は相談援助の業務に5年間従事した場合には、全額返還が免除されます。

## 制度の内容

- 生活保護受給世帯の学生が高校卒業後に介護福祉士等養成施設(大学、短大、専門学校)を目指す場合に、介護福祉士修学資金等貸付制度の貸付内容が拡充されます。
- 通常の貸付内容（学費、入学準備金、就職準備金、国家試験受験対策費用）に加え、介護福祉士等養成施設在学中の生活費として使うことができる資金が上乗せされます。
- この上乗せ部分についても、通常の貸付内容と同様に、貸付を受けた都道府県内で、一定の業務に5年間従事することで、全額返還が免除されます。

～ 裏面もあわせてご覧ください～

## 1 制度の目的

生活保護世帯の学生が高校卒業後に介護福祉士等養成施設への進学を希望する場合に、通常の貸付内容に加えて、在学中の生活費の一部に充当できる費用を上乗せして貸与することにより、生活の安定に資する資格の取得を支援しようとするものです。

## 2 貸付対象者（以下の全ての条件に該当する方が対象となります。）

- これから介護福祉士等養成施設に在学する方
- 介護福祉士等養成施設を卒業後、宮崎県内の社会福祉施設などで、介護又は相談援助の業務に従事する意思のある方
- 貸付申請時に生活保護を受けている方（ただし、介護福祉士等養成施設への進学後は生活保護の適用がないことが前提です。）

## 3 貸付の概要

### ①貸付額

就学費用	月額5万円以内
入学準備金(入学時の初回のみ)	20万円以内
就職準備金(最終回のみ)	20万円以内
国家試験受験対策費用	4万円(年額)
生活費加算	月額3万円以内

### ②利子

： 無利子

## 4 貸付決定方法

- 貸付申請の受付は、宮崎県社会福祉協議会において行います。申込後は、宮崎県社会福祉協議会において審査を行い、貸付の可否を決定します。
- 貸付審査での可否を決定するため、担当の福祉事務所から意見を伺います。
- 原則として、指定養成施設の入学選考前に貸付申請の受付を行い、入学選考後に貸付内定します。

## 5 返還免除（以下の全ての条件に該当する方が対象となります。）

- 介護福祉士等養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士又は社会福祉士の登録をすること。
- 介護福祉士又は社会福祉士として登録後、宮崎県内に所在する厚生労働省が定める社会福祉施設等で介護又は相談援助の業務に従事し、かつ、継続して5年間従事すること。

注意！ 上記を満たさなかった場合には、貸付金を返還していただきます。  
また、返還期間内に返還されなかった場合は、遅延利息が生じます。

## 6 その他の留意事項

- 貸付を受けるためには、債務を負担する能力のある連帯保証人が必要です。また、申請者が未成年者である場合には、あわせて法定代理人の同意が必要です。
- 生活費加算と生活保護を同時に受けることはできません。この制度を活用し指定養成施設に進学することを希望する場合は、あらかじめ担当の福祉事務所のケースワーカーにご相談ください。
- 貸付申請に必要な書類、要件など、具体的な取扱いは宮崎県社会福祉協議会における介護福祉士等修学資金貸付事業の窓口を確認してください。

問合せ先 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会 福祉人材貸付相談室（電話：0985-61-2424）